

ID: 3067

担当部署: 産業課

処分の概要	特別保護地区の区域内における措置命令		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第30条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
法第30条第2項の規定による。 (措置命令等)			
第30条			
2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第7項の規定に違反した者若しくは同条第10項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日